

総行公第84号
総行給第44号
令和4年6月17日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
各人事委員会事務局長

） 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
総務省自治行政局公務員部公務員課給与能率推進室長
（公印省略）

人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部改正等について
（令和4年10月1日施行の育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等関係）

本日、人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則（人事院規則19-0-15）、人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則15-14-39）、人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則（15-15-19）及び人事院規則9-40（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則（人事院規則9-40-57）が公布されるとともに、「育児休業等の運用について」の一部改正について（職職-113）等の関連する運用通知の改正が発出され、令和4年10月1日から施行されることとなります。

つきましては、各地方公共団体におかれては、地方公務員法の趣旨に沿い、下記の人事院規則及び人事院運用通知の改正内容等に留意の上、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等について令和4年10月1日より適用すべく、条例の改正など所要の措置を講じていただくようお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の市区町村等に対しても御連絡いただくようお願いします。なお、本通知については地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

記

1 育児休業の取得回数制限の緩和等

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第35号）の施行に当たって必要な事項を含め、育児休業の取得回数制限の緩和等に関し次に掲げる措置を講ずるため、条例の改正など所要の措置を講じること。

- ① 再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除。
- ② 再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備。
- ③ 育児休業（子の出生後8週間以内の育児休業を除く。）及び子の出生後8週間以内の育児休業のそれぞれについて、一人の子についての休業期間中に他の子も養育している場合に、その他の子についても休業のカウントの回数に含める。
- ④ 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮。
- ⑤ 期末手当及び勤勉手当における育児休業期間の除算の取扱いを見直し、在職期間等の算定に当たって、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする規定を整備。

また、上記①及び②については、別添1の条例（案）のとおり、「職員の育児休業等に関する条例（案）」について所要の改正を行うものであること（現行の条例（案）第3条第5号及び第8号の改正部分参照）。

なお、上記④の措置を講じるに当たって留意すべき点は、別添2のとおりであること。

2 育児参加のための休暇の対象期間の拡大

育児参加のための休暇について、その対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大するため、人事委員会規則の改正など所要の措置を講じること。

3 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和

非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「子が1歳6か月に達する日まで」にその任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件について、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、「子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日まで」と緩和するため、条例の改正など所要の措置を講じること。

なお、別添1の条例（案）のとおり、「職員の育児休業等に関する条例（案）」について所要の改正を行うものであること（条例（案）第2条第4号イ(1)の改正部分参照）。

4 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化に関し次に掲げる措置を講ずるため、条例の改正など所要の措置を講じること。

- ① 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件につい

て、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備。

- ② 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件について、①と同様に、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備。
- ③ ①の改正に併せ、非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定める規定を整備。
- ④ ①及び②の改正に併せ、非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の請求期限について2週間前と短縮する取扱いについて、子の1歳到達日又は子の1歳6か月到達日以前までに請求する場合に限定。

また、上記①から③までについては、別添1の条例（案）のとおり、「職員の育児休業等に関する条例（案）」について所要の改正を行うものであること（条例（案）第2条第4号ロ、第2条の3第3号及び第2条の4の改正部分参照）。

なお、上記①及び②の措置を講じるに当たって留意すべき点は、別添2のとおりであること。

（下記以外）

連絡先 総務省自治行政局公務員部公務員課
公務員第四係

電 話 03-5253-5544（直通）

（1⑤ 期末手当・勤勉手当における育児休業期間の除算の取扱いの見直し関係）

連絡先 総務省自治行政局公務員部公務員課
給与能率推進室

電 話 03-5253-5549（直通）

(参考)

- 「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」のうち令和4年10月1日施行予定の事項（育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等）【※1①・②は法律改正事項】

（「育児休業法の改正についての意見の申出のポイント」資料抜粋）

1 育児休業の取得回数制限の緩和等

① 育児休業の取得回数は原則2回まで（現行：原則1回まで）

② ①に加えて、子の出生後8週間以内に2回まで（現行：1回まで）取得可（主に男性）

③ 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮

※ 期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする

2 （略）

3 育児参加のための休暇の対象期間の拡大

○ 対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大

4 非常勤職員の育児休業等の取得要件緩和、配偶者出産休暇等の新設等

① （略）

② 子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和

③ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

④・⑤ （略）

5 （略）

(参考情報)

- 公務員人事管理に関する報告（人事院ホームページ）

https://www.jinji.go.jp/kankoku/r3/r3_top.html

※「令和3年 人事院勧告」ページ内「別紙第3 公務員人事管理に関する報告」参照

- 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出（人事院ホームページ）

<https://www.jinji.go.jp/iken/moushide.html>

改 正 後

現 行

(育児休業をすることができない職員)

第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 三 (略)

四 非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

イ 次のいずれにも該当する非常勤職員

- (1) その養育する子(育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。)が一歳六か月に達する日(以下「一歳六か月到達日」という。)(当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から六月を経過する日、第二条の四の規定に該当する場合にあっては当該子が二歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員

ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (1) その養育する子が一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(1)において同じ。)(において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業

(育児休業をすることができない職員)

第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 三 (略)

四 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

イ 次のいずれにも該当する非常勤職員

- (1) その養育する子(育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。)が一歳六か月に達する日(以下「一歳六か月到達日」という。)(第二条の四の規定に該当する場合にあっては、二歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員

ロ 第二条の三第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が一歳に達する日(以下、この号及び同条において「一歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(削除)

(育児休業法第二条第一項の条例で定める日)

第二条の三 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一・二 (略)

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第三条第七号に掲げる事情に該当するときは口及びハに掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあつてはハに掲げる場合に該当する場合) 当該子の一歳六か月到達日

(育児休業法第二条第一項の条例で定める日)

第二条の三 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一・二 (略)

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

ハ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業を

している非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場所に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合）にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

ロ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ハ（略）
ニ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第二条第一項の条例で定める場合）

第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳

であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の一歳六か月到達日
（新設）

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合
（新設）

ロ（略）
（新設）

（育児休業法第二条第一項の条例で定める場合）

第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳

六か月から二歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第七号に掲げる事情に該当するときは第二号及び第三号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

一 当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

二・三 （略）
四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

（削除）

（育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情）

第三条 育児休業法第二条第一項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一～四 （略）
（削除）

六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときは、

（新設）
一・二 （略）
（新設）

（育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第二条の五 育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

（育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情）

第三条 育児休業法第二条第一項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一～四 （略）
五 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、三月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための

五・六 (略)

七 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしていゝるものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

(育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第三条の二 育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第十一条 育児休業法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一〜五 (略)

六 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、三月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

七 (略)

計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

六・七 (略)

八 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしていゝる非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

(新設)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第十一条 育児休業法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一〜五 (略)

六 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、三月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

七 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第三条（第五号に係る部分に限る。）及び第十一条（第六号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

措置を講じるに当たって留意すべき点

1 育児休業の取得回数制限の緩和等

③ 子の出生後8週間以内の育児休業の請求期限の2週間前への短縮

- 職員が育児休業を円滑に取得できるようにするため、任命権者は、育児休業の承認を請求するものとされている期限にかかわらず育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするための勤務環境の整備を行い、職員は、業務の円滑な引継ぎ等のためには職員の意向に応じて早めに育児休業の承認を請求することが効果的であるという意識を持つことが重要であることに留意するものとする。

4 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

① 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件の柔軟化

② 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件の柔軟化

- 条例（案）第2条の3第3号及び第2条の4の「人事委員会が定める特別の事情」は、以下の条例（案）第3条第1号から第4号までに掲げる事情とすること。

一 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ 死亡した場合

ロ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

二 育児休業をしている職員が第五条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ 前号イ又はロに掲げる場合

ロ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除された場合

三 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

四 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

- 上記の条例（案）第3条第1号から第4号までに掲げる事情に該当する場合には、条例（案）第2条の3第3号ハ及び第2条の4第3号の「育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合」に該当するとすべきものであること。

人事院は、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）に基づき、人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年六月十七日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一九―〇―一五

人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（育児休業をすることができない職員）	（育児休業をすることができない職員）

第三条 育児休業法第三条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一・二 (略)

三 常時勤務することを要しない職員（以下

「非常勤職員」という。）であつて、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

イ 次のいずれにも該当する非常勤職員

(1) その養育する子（育児休業法第三条第

一項に規定する子をいう。以下同じ。）

が一歳六か月に達する日（以下「一歳六

か月到達日」という。）（当該子の出生

の日から第四条の三に規定する期間内に

育児休業をしようとする場合にあつては

第三条 育児休業法第三条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一・二 (略)

三 次のいずれかに該当する常時勤務すること

を要しない職員（以下「非常勤職員」という。）以外の非常勤職員

イ 次のいずれにも該当する非常勤職員

(1) その養育する子（育児休業法第三条第

一項に規定する子をいう。以下同じ。）

が一歳六か月に達する日（以下「一歳六

か月到達日」という。）（第三条の四の

規定に該当する場合にあつては、二歳に

達する日）までに、その任期（任期が更

当該期間の末日から六月を経過する日、
第三条の四の規定に該当する場合にあつ
ては当該子が二歳に達する日)までに、
その任期(任期が更新される場合にあつ
ては、更新後のもの)が満了すること及
び引き続き任命権者を同じくする官職
(以下「特定官職」という。)に採用さ
れないことが明らかでない非常勤職員

(2) (略)

ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員

新される場合にあつては、更新後のも
の)が満了すること及び任命権者を同じ
くする官職(以下「特定官職」とい
う。)に引き続き採用されないことが明
らかでない非常勤職員

(2) (略)

ロ 第三条の三第三号に掲げる場合に該当す
る非常勤職員(その養育する子が一歳に達
する日(以下この号及び同条において「一
歳到達日」という。)(当該子について当

(1) その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第三条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(1)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員

該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

（新設）

であつて、同条第三号に掲げる場合に該
当して当該子の一歳到達日の翌日を育児
休業の期間の初日とする育児休業をしよ
うとするもの

(2) その任期の末日を育児休業の期間の末
日とする育児休業をしている非常勤職員
であつて、当該任期を更新され、又は当
該任期の満了後引き続き特定官職に採
用されることに伴い、当該育児休業に係
る子について、当該更新前の任期の末日
の翌日又は当該採用の日を育児休業の期
間の初日とする育児休業をしようとする
もの

(新設)

(削る)

(育児休業法第三条第一項の人事院規則で定める日)

第三条の三 育児休業法第三条第一項の人事院規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

ハ その任期の末日を育児休業の期間の末日

とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定官職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第三条第一項の人事院規則で定める日)

第三条の三 育児休業法第三条第一項の人事院規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 (略)

二 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「国等育児休業」という。）をしている場合において、当該非常勤職員が、当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該国等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が一歳二

一 (略)

二 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「国等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該国等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）

か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第四条第一項第十号又は第十一号（当該非常勤職員が再任用短時間勤務職員（法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるものをいう。以下同じ。）である場合にあつては、規則一五―一四（職員の勤務時間、休日

当該子が一歳二か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第四条第一項第十号又は第十一号（当該非常勤職員が再任用短時間勤務職員（法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるものをいう。以下同じ。）である場合にあつては、規則一五―一四（職員

及び休暇) 第二十二條第一項第六号又は第七号) の休暇により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。) を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第四條第七号に掲げる事情に該当するときは口及びハに掲げる場合に該当する場合、人事院が定める特別の事情がある場

の勤務時間、休日及び休暇) 第二十二條第一項第六号又は第七号) の休暇により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。) を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする国等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一

合) あつてはハに掲げる場合に該当する場

合) 当該子の一歳六か月到達日

歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該国等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定官職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日

(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする国等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該国等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げ

に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当

該子の一歳六か月到達日

(新設)

る場合又はこれに相当する場合に該当して
国等育児休業をする場合にあつては、当該
国等育児休業の期間の末日とされた日の翌
日以前の日）を育児休業の期間の初日とす
る育児休業をしようとする場合

ロ 当該子について、当該非常勤職員が当該
子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に
掲げる場合に該当してする育児休業の期間
の末日とされた日が当該子の一歳到達日後
である場合にあつては、当該末日とされた
日）において育児休業をしている場合又は
当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到
達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又は

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該
子の一歳到達日（当該非常勤職員がする育
児休業の期間の末日とされた日が当該子の
一歳到達日後である場合にあつては、当該
末日とされた日）において育児休業をして
いる場合又は当該非常勤職員の配偶者が当
該子の一歳到達日（当該配偶者がする国等
育児休業の期間の末日とされた日が当該子

これに相当する場合に該当してする国等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において国等育児休業をしている場合

ハ (略)

ニ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において国等育児休業をしている場合

ロ (略)

(新設)

(育児休業法第三条第一項本文の人事院規則で定める場合)

第三条の四 育児休業法第三条第一項本文の人事院規則で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第七号に掲げる事情に該当するときは第二号及び第三号に掲げる場合に該当する場合、人事院が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(育児休業法第三条第一項本文の人事院規則で定める場合)

第三条の四 育児休業法第三条第一項本文の人事院規則で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日(当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定官職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日と

一 当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して国等育児休業をする場合にあつては、当該国等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

二・三 （略）

四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない

する育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

（新設）

一・二 （略）

（新設）

場合

(削る)

(育児休業法第三条第一項ただし書の人事院規則で定める場合)

第三条の五 育児休業法第三条第一項ただし書の人事院規則で定める場合は、規則一五―一四第二十二条第一項第七号に掲げる場合とする。

(育児休業法第三条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間)

第三条の六 育児休業法第三条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間は、五十七日間とする。

(育児休業法第三条第一項ただし書の人事院規則)

(育児休業法第三条第一項ただし書の人事院規則)

則で定める特別の事情)

第四条 育児休業法第三条第一項ただし書の人事
院規則で定める特別の事情は、次に掲げる事情
とする。

一～四 (略)

(削る)

則で定める特別の事情)

第四条 育児休業法第三条第一項ただし書の人事
院規則で定める特別の事情は、次に掲げる事情
とする。

一～四 (略)

五| 育児休業（この号の規定に該当したことに
より当該育児休業に係る子について既にした
ものを除く。）の終了後、三月以上の期間を
経過したこと（当該育児休業をした職員が、
当該育児休業の承認の請求の際育児休業によ
り当該子を養育するための計画について育児
休業等計画書により任命権者に申し出た場合
に限る。）。

五・六 (略)

七 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定官職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

(育児休業法第三条第一項第一号の人事院規則で定める場合)

第四条の二 育児休業法第三条第一項第一号の人事院規則で定める場合は、規則一五―一四第二

六・七 (略)

八 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定官職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

(新設)

十二条第一項第七号に掲げる場合とする。

(育児休業法第三条第一項第一号の人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間)

第四条の三 育児休業法第三条第一項第一号の人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間は、五十七日間とする。

(育児休業の承認の請求手続)

第五条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により行い、第四条第七号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の一月(次に掲げる場合は、二週間)前までに行うものとする

(新設)

(育児休業の承認の請求手続)

第五条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により行い、前条第八号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の一月(第三条の三第三号に掲げる場合又は第三条の四の規定

る。

一 当該請求に係る子の出生の日から前条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

二 第三条の三第三号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の一歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第二号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする国等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の一歳到達日）後である場合は、当該末日とされた日（当該

定に該当する場合にあつては、二週間）前までに行うものとする。

（新設）

（新設）

育児休業の期間の末日とされた日と当該国等
育児休業の期間の末日とされた日が異なると
きは、そのいずれかの日）以前の日である
場合

三 第三条の四の規定に該当する場合であつ
て、当該請求をする日が当該請求に係る子の
一歳六か月到達日以前の日である場合

2 任命権者は、育児休業の承認の請求につい
て、その事由を確認する必要があると認めると
きは、当該請求をした職員に対して、証明書類
の提出を求めることができる。ただし、任期を
定めて採用された職員が第四条第七号に掲げる
事情に該当して育児休業の承認を請求した場合

(新設)

2 任命権者は、育児休業の承認の請求につい
て、その事由を確認する必要があると認めると
きは、当該請求をした職員に対して、証明書類
の提出を求めることができる。ただし、非常勤
職員が前条第八号に掲げる事情に該当して育児
休業の承認を請求した場合は、この限りでな

は、この限りでない。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第六条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、第四条第七号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の一月(次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、二週間)前までに行うものとする。

一 当該請求に係る子の出生の日から第四条の三に規定する期間内に行っている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)

い。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第六条 前条第一項及び第二項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(新設)

二 第三条の三第三号に掲げる場合に該当して
している育児休業

(新設)

三 第三条の四の規定に該当してしている育児
休業

(新設)

2 前条第二項本文の規定は、育児休業の期間の
延長の請求について準用する。

(新設)

(育児休業に係る人事異動通知書の交付)

(育児休業に係る人事異動通知書の交付)

第十二条 任命権者は、次に掲げる場合には、職
員に対して、規則八一―一二第五十八条の規定に
よる人事異動通知書(以下「人事異動通知書」
という。)を交付しなければならない。ただ

第十二条 任命権者は、次に掲げる場合には、職
員に対して、規則八一―一二第五十八条の規定に
よる人事異動通知書(以下「人事異動通知書」
という。)を交付しなければならない。

し、次の各号に規定する育児休業(第四号につ
いては、引き続き承認する育児休業に限

る。)が当該育児休業に係る子の出生の日から
第四条の三に規定する期間内にあるものである
場合にあつては、人事異動通知書に代わる文書
の交付その他適当な方法をもつて人事異動通知
書の交付に替えることができる。

一〇三 (略)

四 育児休業をしている職員について当該育児
休業の承認を取り消し、引き続き当該育児
休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認
する場合

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算し
て一年を経過しない場合に育児短時間勤務をす
ることができる特別の事情)

一〇三 (略)

四 育児休業をしている職員について当該育児
休業の承認を取り消し、引き続き当該育児休
業に係る子以外の子に係る育児休業を承認す
る場合

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算し
て一年を経過しない場合に育児短時間勤務をす
ることができる特別の事情)

第十八条 育児休業法第十二条第一項ただし書の
人事院規則で定める特別の事情は、次に掲げる
事情とする。

一～五 (略)

六 育児短時間勤務（この号の規定に該当した
ことにより当該育児短時間勤務に係る子につ
いて既にしたものを除く。）の終了後、三月
以上の期間を経過したこと（当該育児短時間
勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承
認の請求の際育児短時間勤務により当該子を
養育するための計画について育児短時間勤務
計画書により任命権者に申し出た場合に限
る。）。

第十八条 育児休業法第十二条第一項ただし書の
人事院規則で定める特別の事情は、次に掲げる
事情とする。

一～五 (略)

六 育児短時間勤務（この号の規定に該当した
ことにより当該育児短時間勤務に係る子につ
いて既にしたものを除く。）の終了後、三月
以上の期間を経過したこと（当該育児短時間
勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承
認の請求の際育児短時間勤務により当該子を
養育するための計画について育児休業等計画
書により任命権者に申し出た場合に限
る。）。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和四年十月一日から施行する。

(人事院規則一九一〇の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この規則の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの規則による改正前の規則一九

一〇第四条(第五号に係る部分に限る。)及び第十八条(第六号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

(人事院規則一―三四の一部改正)

第三条 人事院規則一―三四(人事管理文書の保存期間)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係）

一〇十一 (略)

十二 育児休業

人事管理文書の区分	(略)	規則一	九一〇	(職員 の育児 休業 等)
	(略)	(略)	第五条第二項	第六条第二 項、第十條第 三項(第二十 二条(第三十 一条において 準用する場合
基準日	(略)	(略)	育児休 三年	業、育 児短時 間勤務 又は育 児時間 の終了
保存期間	(略)	(略)		

別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係）

一〇十一 (略)

十二 育児休業

人事管理文書の区分	(略)	規則一	九一〇	(職員 の育児 休業 等)
	(略)	(略)	第四条第五号	第五条第二項 第六条、第 十條第三項
基準日	(略)	(略)	育児休 三年	業、育 児短時 間勤務 又は育 児時間 の終了
保存期間	(略)	(略)		

第十條第一項 （第二十二條 第三十一條	證明書類 を含む。）の 準用する場合 二項において は第三十條第 十條第二項又 は第三十條第 二項において 準用する場合 を含む。）の 證明書類
---------------------------	--

した日
の翌日

（第二十二條 第三十一條 において準用 する場合を 含む。）にお いて準用する 場合	（第二十二條 第三十一條 において準用 する場合を 含む。）にお いて準用する 場合
--	--

した日
の翌日

十三
二十
(略)

(略)	間勤務計画書 号の育児短時 第十八条第六 更届 の養育状況変 合を含む。 て準用する場 む。) におい 合を含む。 の養育状況変 更届	において準用 する場合を含 む。) におい て準用する場 合を含む。 の養育状況変 更届
(略)		
(略)		

十三
二十
(略)

(略)	項届 の養育状況変 合を含む。 て準用する場 む。) におい する場合を含 において準用 (第三十一条 (第二十二條 第十条第一項 証明書類	証明書類 第十条第一項 (第二十二條 (第三十一条 において準用 する場合を含 む。) におい て準用する場 合を含む。 の養育状況変 項届
(略)		
(略)		

備考

一〇三三 (略)

備考

一〇三三 (略)

(人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による改正前の規則一―三四別表の十二の表規則一九―〇(職員の育児休業等)の項に掲げる人事管理文書(同条の規定による改正後の規則一―三四別表の十二の表規則一九―〇(職員の育児休業等)の項に掲げるものを除く。)の保存期間については、なお従前の例による。

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づき、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年六月十七日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一五―一四―三九

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第二十二條 勤務時間法第十九條の人事院規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、そ</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第二十二條 勤務時間法第十九條の人事院規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、そ</p>

の期間は、当該各号に定める期間とする。

一〇九 (略)

十 職員の妻が出産する場合であつてその出産
予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつて
は、十四週間）前の日から当該出産の日以後
一年を経過する日までの期間にある場合にお
いて、当該出産に係る子又は小学校就学の始
期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養
育する職員が、これらの子の養育のため勤務
しないことが相当であると認められるとき
当該期間内における五日の範囲内の期間

十一〇十八 (略)

二〇四 (略)

の期間は、当該各号に定める期間とする。

一〇九 (略)

十 職員の妻が出産する場合であつてその出産
予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつて
は、十四週間）前の日から当該出産の日後八
週間を経過する日までの期間にある場合にお
いて、当該出産に係る子又は小学校就学の始
期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養
育する職員が、これらの子の養育のため勤務
しないことが相当であると認められるとき
当該期間内における五日の範囲内の期間

十一〇十八 (略)

二〇四 (略)

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づき、人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年六月十七日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一五―一五―一九

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（年次休暇以外の休暇）</p> <p>第四条 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第八号、第九号、第十二号</p>	<p>（年次休暇以外の休暇）</p> <p>第四条 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第八号、第九号、第十二号</p>

及び第十三号に掲げる場合にあつては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

一〇十二 (略)

十三 非常勤職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日以後一年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（勤務時間法第六条第四項第一号において子に含まれるものとされる者を含む。次項第三号イ及びハを除き、以下同じ。）又は小学校就学の始期に

及び第十三号に掲げる場合にあつては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

一〇十二 (略)

十三 非常勤職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日以後八週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（勤務時間法第六条第四項第一号において子に含まれるものとされる者を含む。次項第三号イ及びハを除き、以下同じ。）又は小学校就学の始期に

達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する非常勤職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき
当該期間内における五日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、人事院の定める時間）の範囲内の期間

2・3（略）

達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する非常勤職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき
当該期間内における五日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、人事院の定める時間）の範囲内の期間

2・3（略）

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年六月十七日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九―四〇―五七

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（期末手当に係る在職期間） 第五条（略）	（期末手当に係る在職期間） 第五条（略）

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一 (略)

二 育児休業法第三条の規定により育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をしている職員として在職した期間については、その二分の一の期間

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が

子の出生の日から規則一九―〇(職員の育児休業等)第四条の三に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一 (略)

二 育児休業法第三条の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である職員を除く。)として在職した期間については、その二分の一の期間

(新設)

認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から規則一九―〇第四条の三に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

三〇六（略）

（勤勉手当に係る勤務期間）

第十一条（略）

（新設）

三〇六（略）

（勤勉手当に係る勤務期間）

第十一条（略）

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一 (略)

二 育児休業法第三条の規定により育児休業

(第五条第二項第二号イ及びロに掲げる育児休業を除く。)をして^レいる職員として在職した期間

三〇十三 (略)

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一 (略)

二 育児休業法第三条の規定により育児休業を

している職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である職員を除く。)として在職した期間

三〇十三 (略)

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

令和4年6月17日

各府省事務次官 殿

各外局の長 殿

各独立行政法人の長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「育児休業等の運用について」の一部改正について（通知）

「育児休業等の運用について（平成4年1月17日職福一20）」の一部を下記のとおり改正したので、令和4年10月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる標記部分に傍線を付した別紙で改正後欄にこれに対応する別紙を掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる標記部分に傍線を付した別紙で改正前欄にこれに対応する別紙を掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

第1 総則関係

1～7 (略)

8 規則第3条第3号イ(1)及びロ(2)並びに第4条第7号の引き続いて特定官職に採用されるものであるかどうかの判断は、その雇用形態が社会通念上中断されていないと認められるかどうかにより行うものとする。

(削る)

第1 総則関係

1～7 (略)

8 規則第3条第3号イ(1)及びハ、第3条の3第3号、第3条の4並びに第4条第8号の「引き続き採用」されるものであるかどうかの判断は、その雇用形態が社会通念上中断されていないと認められるかどうかにより行うものとする。

9 規則第4条第5号又は第18条第6号の育児休業等計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。なお、その参考例を示せば、別紙第1のとおりである。

(1) 職員の所属、官職及び氏名

(2) 育児休業又は育児短時間勤務（以下この項において「育児休業等」という。）の承認の請求に係る子の氏名及び生年月日

(3) 育児休業等をしようとする期間及び再度の育児休業等（育児休業法第3条第1項ただし書に規定する最初の育児

(削る)

9 規則第10条第2項（規則第22条（規則第31条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の養育状況変更届には、次に掲げる事項を記載するものとする。なお、その参考例を示せば、別紙第1のとおりである。

(1)・(2) (略)

10～12 (略)

第2 育児休業の承認関係

1 (略)

2 育児休業法第3条第1項ただし書の「2回の育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）」については、育児休業法第27条において準用する育児休業法第

休業の次の育児休業を除く。）を請求しようとする期間

10 育児休業等計画書を提出した職員は、その提出後、前項(2)及び(3)に掲げる事項について変更が生じた場合には、遅滞なく当該変更が生じた事項を届け出るものとする。

11 規則第10条第2項（規則第22条（規則第31条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の養育状況変更届には、次に掲げる事項を記載するものとする。なお、その参考例を示せば、別紙第2のとおりである。

(1)・(2) (略)

12～14 (略)

第2 育児休業の承認関係

1 (略)

2 育児休業法第3条第1項ただし書の「当該子について、既に育児休業（当該子の出生の日から勤務時間法第19条に規定する特別休暇のうち出産により職

3条の規定による育児休業及び他の法律の規定による育児休業は含まないものとし、また、職員が複数の子を養育している場合において、そのうちの1人について育児休業（同項各号に掲げる育児休業を除く。以下この項において同じ。）の承認を受けて、当該育児休業の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても育児休業をしたものとして取り扱うものとする。

員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇について同条の規定により人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間内に、職員（当該期間内に当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第23条の規定により人事院規則で定める休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をした」とは、当該子について育児休業法第3条の規定により育児休業（当該子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条第1項第7号又は人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第4条第1項第11号に掲げる場合における休暇（以下この項において「産後休暇」という。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該子について

3 育児休業法第3条第1項第1号に掲げる育児休業については、同条の規定によりその養育する子の出生の日から57日間に職員（当該期間内に人事院規則15—14（職員の勤務時

した最初の育児休業を除く。）をしたことをいい、育児休業法第27条の規定により準用される場合及び他の法律により育児休業をした場合は含まない。また、職員が双子等複数の3歳に満たない子を養育している場合において、そのうちの1人について育児休業（当該1人の子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該1人の子についてした最初の育児休業を除く。）の承認を受けて、当該育児休業の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても既に育児休業をしたものとして取り扱うものとする。

（新設）

間、休日及び休暇) 第 2 2 条第
1 項第 7 号又は人事院規則 1 5
— 1 5 (非常勤職員の勤務時間
及び休暇) 第 4 条第 1 項第 1 1
号に掲げる場合における休暇に
より勤務しない職員を除く。以
下この項において同じ。) が当
該子についてする育児休業 (育
児休業法第 3 条第 1 項第 2 号に
掲げる育児休業を除く。) のう
ち最初のもの及び 2 回目のもの
をいい、育児休業法第 2 7 条に
おいて準用する育児休業法第 3
条の規定による育児休業及び他
の法律の規定による育児休業は
含まない。また、職員が双子等
複数の出生の日から 5 7 日を経
過しない子を養育している場合
において、そのうちの 1 人につ
いて育児休業法第 3 条第 1 項第
1 号に掲げる育児休業の承認を
受けて、当該育児休業の期間
中、その他の子についても養育
した事実が認められるときは、
その他の子についても同号に掲
げる育児休業をしたものとして

取り扱うものとする。

4～6 (略)

7 規則第3条の3第3号及び第3条の4の「人事院が定める特別の事情」は、規則第4条第1号から第4号までに掲げる事情とする。

8 規則第3条の3第3号ハの「人事院が定める場合」は、次に掲げる場合とし、同号ハに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(1) 規則第3条の3第3号ハに規定する当該子について、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事

3～5 (略)

(新設)

6 規則第3条の3第3号ロの「人事院が定める場合」は、次に掲げる場合とし、同号ロに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(1) 規則第3条の3第3号ロに規定する当該子について、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事

業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

- (2) 常態として規則第3条の3第3号ハに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下この項及び第14の第2項において「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する

業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

- (2) 常態として規則第3条の3第3号ロに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下この項及び第14の第2項において「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する

者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。以下この項において同じ。)である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア～エ (略)

(3) 前項に規定する事情に該当した場合

9 前項の規定は、規則第3条の4第3号の「人事院が定める場合」について準用する。この場合において、同項中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

10 規則第5条第1項及び第6条第1項の育児休業承認請求書には、次に掲げる事項を記載す

者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。以下この項において同じ。)である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア～エ (略)

(新設)

7 前項の規定は、規則第3条の4第2号の「人事院が定める場合」について準用する。この場合において、同項中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

8 規則第5条第1項(規則第6条において準用する場合を含む。)の育児休業承認請求書に

るものとする。なお、その参考例を示せば、別紙第2のとおりである。

(1) (略)

(2) 次に掲げる請求のいずれに該当するかの別

ア 育児休業の承認の請求
(イに掲げる請求を除く。)

イ 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認の請求
(既に2回の育児休業(育児休業法第3条第1項各号に掲げる育児休業を除く。))
を取得した場合のものに限る。)

ウ 育児休業の期間の最初の延長の請求

エ 育児休業の期間の再度の延長の請求

は、次に掲げる事項を記載するものとする。なお、その参考例を示せば、別紙第3のとおりである。

(1) (略)

(2) 育児休業の承認、その期間の延長、再度の育児休業(育児休業法第3条第1項ただし書に規定する最初の育児休業の次の育児休業を除く。以下同じ。))
の承認又はその期間の延長の別

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(3) (2)イ又はエに掲げる請求を
する場合にあっては、当該承
認又は当該延長が必要な事情

(4)～(8) (略)

1 1 (略)

1 2 職員が育児休業を円滑に取
得できるようにするため、各省
各庁の長等（規則第32条第1
項に規定する各省各庁の長等を
いう。第14において同じ。）
は、規則第5条第1項の規定に
より育児休業の承認を請求する
ものとされている期限にかかわ
らず育児休業の承認の請求が円
滑に行われるようにするための
勤務環境の整備を行い、職員
は、業務の円滑な引継ぎ等のた
めには職員の意向に応じて早め
に育児休業の承認を請求するこ
とが効果的であるという意識を
持つことが重要であることに留
意するものとする。

第8 育児短時間勤務の承認関係

1・2 (略)

3 規則第18条第6号の育児短

(3) 再度の育児休業の承認又は
その期間の延長の場合にあつ
ては、当該承認又は当該延長
が必要な事情

(4)～(8) (略)

9 (略)

(新設)

第8 育児短時間勤務の承認関係

1・2 (略)

(新設)

時間勤務計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

なお、その参考例を示せば、別紙第3のとおりである。

(1) 職員の所属、官職及び氏名

(2) 育児短時間勤務の承認の請求に係る子の氏名及び生年月日

日

(3) 育児短時間勤務をしようとする期間及び再度の育児短時間勤務を請求しようとする期間

間

4 育児短時間勤務計画書を提出

した職員は、その提出後、前項

(2)及び(3)に掲げる事項について

変更が生じた場合には、遅滞なく当該変更が生じた事項を届け

出るものとする。

5 (略)

6 規則第20条第1項の育児短

時間勤務承認請求書には、次に

掲げる事項を記載するものとする。

なお、その参考例を示せば、別紙第4のとおりである。

(1) (略)

(2) 育児短時間勤務の承認、そ

(新設)

3 (略)

4 規則第20条第1項の育児短

時間勤務承認請求書には、次に

掲げる事項を記載するものとする。

なお、その参考例を示せば、別紙第4のとおりである。

(1) (略)

(2) 育児短時間勤務の承認、そ

の期間の延長又は再度の育児
短時間勤務の承認の請求の別

(3) 再度の育児短時間勤務の承認の請求をする場合にあつて
は、当該承認が必要な事情

(4)～(7) (略)

7 (略)

の期間の延長又は再度の育児
短時間勤務の承認の別

(3) 再度の育児短時間勤務の承認の場合にあつては、当該承認
が必要な事情

(4)～(7) (略)

5 (略)

(別紙を削る)

別紙第1

育児休業等計画書

(任命権者)		提出年月日		年	月	日
殿		所 属		-----		
		官 職		-----		
		氏 名		-----		
人事院規則19-0(職員の育児休業等)第4条第5号又は第18条第6号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。 なお、下記の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。						
1 請求の別	<input type="checkbox"/> 育児休業		<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務			
2 請求に係る子						
子 の 氏 名		生 年 月 日		年 月 日 生		
3 請求者の計画						
請 求 期 間		年 月 日から		年 月 日まで		
再 席 の 請 求 予 定 期 間		年 月 日から		年 月 日まで		
4 備 考						

- (注) ① 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出するものとする。
② 「請求期間」欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。
③ 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
④ 変更の届出の場合は、1から3までの記載事項のうち変更する箇所のみ記入する。
⑤ 該当する口には✓印を記入すること。

別紙第1（第1の第9項関係）

養育状況変更届

年 月 日 届出

..... 殿
(承認権者の官職)

所 属

官 職

氏 名

育 児 休 業
次のとおり 育児短時間勤務 に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。
育 児 時 間

育児休業等に係る子を養育しなくなった。
 同居しなくなった。 負傷・疾病 託児できるようになった。
 その他（ ）

育児休業等に係る子が死亡した。

育児休業等に係る子と離縁した。

育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された。

育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。

育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。

育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。

その他（ ）

発生日
年 月 日

(注) 該当する口には✓印を記入すること。

別紙第2

養育状況変更届

年 月 日 届出

..... 殿
(承認権者の官職)

所 属

官 職

氏 名

育 児 休 業
次のとおり 育児短時間勤務 に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。
育 児 時 間

育児休業等に係る子を養育しなくなった。
 同居しなくなった。 負傷・疾病 託児できるようになった。
 その他（ ）

育児休業等に係る子が死亡した。

育児休業等に係る子と離縁した。

育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された。

育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。

育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。

育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。

その他（ ）

発生日
年 月 日

(注) 該当する口には✓印を記入すること。

別紙第2 (第2の第10項関係)

育児休業承認請求書

(任命権者)		請求年月日		年月日	
..... 殿		請求者所属		
下記のとおり		育児休業の承認を請求します。		官 職	
		育児休業の期間の延長		氏 名	
1 請求に係る子	氏 名				
	続 柄 等				
	生 年 月 日	年	月	日	生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 (次に掲げる育児休業の承認を除く。)				
	<input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認 (既に2回の育児休業 (育児休業法第3条第1項各号に掲げる育児休業を除く。) を取得した場合のものに限る。)				
	<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長				
	<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長				
(同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認 (既に2回の育児休業 (育児休業法第3条第1項各号に掲げる育児休業を除く。) を取得した場合のものに限る。)、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入)					
3 請求期間	年	月	日から	年	月
4 既に育児休業をした期間	年	月	日から	年	月
	年	月	日から	年	月
	年	月	日から	年	月
	年	月	日から	年	月
5 配偶者	氏 名				
	育児休業の期間	年	月	日から	年
6 備 考					

別紙第3

育児休業承認請求書

(任命権者)		請求年月日		年月日	
..... 殿		請求者所属		
下記のとおり		育児休業の承認を請求します。		官 職	
		育児休業の期間の延長		氏 名	
1 請求に係る子	氏 名				
	続 柄 等				
	生 年 月 日	年	月	日	生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認				
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認				
(再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入)					
3 請求期間	年	月	日から	年	月
4 既に育児休業をした期間	年	月	日から	年	月
	年	月	日から	年	月
5 配偶者	氏 名				
	育児休業の期間	年	月	日から	年
6 備 考					

※ 任命権者記入欄

受理年月日	年	月	日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
決裁年月日	年	月	日		
決 裁 職	官 職				
	氏 名				

(育児休業承認請求書の裏面)

※ 任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年 月 日	
決 裁 欄		
		官 職
		氏 名

記入上の注意

- この請求書(人事院規則19-0(職員の育児休業等)(以下「規則」という。)第4条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)を添付すること(写しでも可)。
- 「2 請求の内容」欄の「1歳6か月までの子の育児休業」とは、規則第3条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「2歳までの子の育児休業」とは、規則第3条の4の規定に該当してする育児休業をいう(5において同じ)。
- 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 規則第4条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属、官職、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業(規則第3条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう)、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 該当する口には✓印を記入すること。

(育児休業承認請求書の裏面)

記入上の注意

- この請求書(非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)を添付すること(写しでも可)。
- 「2 請求の内容」欄の「1歳6か月までの子の育児休業」とは、人事院規則19-0(職員の育児休業等)(以下「規則」という。)第3条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「2歳までの子の育児休業」とは、規則第3条の4の規定に該当してする育児休業をいう(5において同じ)。
- 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所属、官職、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業(規則第3条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう)、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に産後休暇(人事院規則15-1.4(職員の勤務時間、休日及び休暇)第2.2条第1項第7号又は人事院規則15-1.5(非常勤職員の勤務時間及び休暇)第4条第1項第1.1号に掲げる場合における休暇をいう。)により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く)、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 該当する口には✓印を記入すること。

別紙第3（第8の第3項関係）

育児短時間勤務計画書

(任命権者)		提出年月日		年	月	日
----- 殿		所 属		-----		
		官 職		-----		
		氏 名		-----		
<p>人事院規則19-0（職員の育児休業等）第18条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。 なお、下記の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。</p>						
1 請求に係る子						
子	の	氏	名	生	年	月
				日	年	月
				日	生	
2 請求者の計画						
請	求	期	間	年	月	日
				から	年	月
				日	日	まで
再	度	の	請	求	予	定
				期	間	
				年	月	日
				から	年	月
				日	日	まで
3 備 考						

- (注) ① 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。
 ② 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。
 ③ 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
 ④ 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入する。

(別紙を加える)

<u>別紙第4（第8の第6項関係）</u> (略)	<u>別紙第4</u> (略)
<u>別紙第5（第13の第9項関係）</u> (略)	<u>別紙第5</u> (略)

以 上

令和4年6月17日

各府省事務次官 殿

各外局長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正について（通知）

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職職一328）」の一部を下記のとおり改正したので、令和4年10月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第14 特別休暇関係 1・2 (略) 3 規則第22条第1項第5号の2、第11号若しくは第12号に規定する一の年の初日から末日までの期間、同項第9号に規定する人事院が定める期間又は	第14 特別休暇関係 1・2 (略) 3 規則第22条第1項第5号の2、第11号若しくは第12号に規定する一の年の初日から末日までの期間、同項第9号に規定する人事院が定める期間又は

同項第10号に規定する出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間（以下この項において「対象期間」という。）内において、規則第18条の3各号に掲げる場合又は勤務時間の変更等に該当したときは、当該該当した日（その日が対象期間の初日である場合を除く。以下この項において「該当日」という。）における特定休暇の日数及び時間数は、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数及び時間数とする。この場合において、対象期間内に二以上の該当日があるときは、直前の該当日を対象期間の初日と、当該直前の該当日においてこの項の規定を適用した場合に得られる日数及び時間数を当該該当日における特定休暇の日数及び時間数とそれぞれみなして、各々の該当日について同項の規定を順次適用した場合に得られる日

同項第10号に規定する出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間（以下この項において「対象期間」という。）内において、規則第18条の3各号に掲げる場合又は勤務時間の変更等に該当したときは、当該該当した日（その日が対象期間の初日である場合を除く。以下この項において「該当日」という。）における特定休暇の日数及び時間数は、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数及び時間数とする。この場合において、対象期間内に二以上の該当日があるときは、直前の該当日を対象期間の初日と、当該直前の該当日においてこの項の規定を適用した場合に得られる日数及び時間数を当該該当日における特定休暇の日数及び時間数とそれぞれみなして、各々の該当日について同項の規定を順次適用した場合に得られる日

数及び時間数とする。

(1)・(2) (略)

数及び時間数とする。

(1)・(2) (略)

以 上

給実甲第1302号

令和4年6月17日

人事院事務総長

給実甲第220号の一部改正について（通知）

給実甲第220号（期末手当及び勤勉手当の支給について）の一部を下記のとおり改正したので、令和4年10月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
19 規則第5条第2項第2号イ及び ロの「育児休業の承認に係る期間」とは、基準日以前6箇月以内の期間とその一部又は全部が重複する育児休業の承認を受けた期間の初日から末日（育児休業の期間の延長の承認を受けた場合においては当該延長の承認を受けた期間の末日とし、育児休業の承認が効	19 規則第5条第2項第2号及び第 11条第2項第2号の「育児休業の承認に係る期間」とは、基準日以前6箇月以内の期間とその一部又は全部が重複する育児休業の承認を受けた期間の初日から末日（育児休業の期間の延長の承認を受けた場合においては当該延長の承認を受けた期間の末日とし、育

力を失い、又は取り消された場合にあっては当該承認が効力を失った日の前日又は当該承認が取り消された日の前日とする。)までの期間をいう。

児休業の承認が効力を失い、又は取り消された場合にあっては当該承認が効力を失った日の前日又は当該承認が取り消された日の前日とする。)までの期間をいう。

以 上